

一般社団法人日本社会福祉学会役員候補者選出規則

2010年4月1日施行

2013年5月26日改正

(総則)

第1条 一般社団法人日本社会福祉学会定款（以下「定款」という。）第18条第1項による役員を社員総会で選出するとは、予めこの規則により選出された役員候補者を社員総会でそれぞれ承認することによるものとする。

(選出方法)

第2条 理事候補者のうち14名以内の者（以下「選挙理事候補者」という）は、次期代議員予定者による選挙で選出する。選出された選挙理事候補者は、協議の上で、6名以内の理事候補者（以下「推薦理事候補者」という）を次期代議員予定者の中から推薦することができる。

2 監事候補者は、代議員による選挙で選出する。

(選挙事務)

第3条 選挙理事候補者および監事候補者の選挙事務を管理するために、選挙管理委員会を設置する。

2 この規定に定めるもののほか、選挙事務に関して必要な事項は、理事会がこれを定める。

3 選挙管理委員会は、当選人の確定結果を公表したときに解散する。

(選挙管理委員会)

第4条 選挙管理委員会の委員は、理事会が指名する4名以上の正会員および理事1名によって構成する。ただし次期代議員予定者は、理事として委員に就く1名を除いて、委員になることはできない。

2 委員長は委員の互選によって選出する。ただし理事は委員長になることはできない。

3 委員の過半数が出席しなければ委員会を開くことはできない。

4 ただし、欠席する場合、出席する委員に委任することができる。

(選挙権・被選挙権)

第5条 日本社会福祉学会代議員選挙規則によって選出される次期代議員予定者は、選挙権を有する。

2 前項により選挙権を有する者であって、定款第21条第3項によって役員への就任を制限されていない者は、被選挙権を有する。

3 地域ブロックの理事の選出に関しては、自らが所属する地域ブロックの理事選挙に限る。自らが所属する地域ブロックとは、学会に登録している現住所に基づく。現住所に異動がある場合は、選挙管理委員会が定める期日までに登録を変更しなければならない。期日以降の異動があっても、地域ブロックの所属は変更しない。

(役員候補者名簿)

第6条 被選挙権を有する役員候補者名簿は、すべての正会員が選挙期間中に学会のホームページ等で閲覧できるものとする。

(選挙の方法)

第7条 投票は、オンライン投票システムによる。ただし郵送による投票を希望する者は、選挙管理委員会が定める期間内に申し出れば郵送による投票を行うことができる。

2 選挙権を有する者は、被選挙権を有するすべての者の中から5名以内の選挙理事候補者（以下「全

国理事候補者」という)に連記無記名により投票する。次に自らが所属する地域ブロックにおいて被選挙権を有する者の中から1名の選挙理事候補者(以下「地域ブロック理事候補者」という)に無記名により投票する。さらに被選挙権を有するすべての者の中から2名の監事候補者に投票する。

- 3 一人の投票において、同一の候補者を、全国理事候補者・地域ブロック理事候補者・監事候補者のいずれの候補者として投票しても構わない。ただし全国理事候補者、あるいは監事候補者として、一人のものに2票以上投票することはできない。その場合は、同一の候補者に対する1票のみを有効とする。

(当選人の決定)

第8条 投票の効力は、選挙管理委員会が判定する。所定の期日に間に合わなかったものや、郵便による投票で何人を記載したかを確認し難いものは無効とする。

- 2 全国理事候補者として得票された票を得票順に集計し、上位7名を当選とする。
- 3 地域ブロック理事候補者として投票された票を各地域ブロック毎に得票順に集計し、前項により全国ブロック理事候補者として当選した7名を除く、上位1名(7ブロック計7名)を当選とする。
- 4 監事候補者として投票された票を得票順に集計し、2項および3項によって選出された理事候補者(20名)を除く、上位2名を当選とする。
- 5 得票数上位者が、同一得票数のため当選人の予定数を超える場合は、その最も少ない得票数で並ぶ者の中から、選挙管理委員会がくじで決定する。
- 6 選挙管理委員会は、当選人が決定した後、速やかに結果を公表し、当選人に当選を通知しなければならない。
- 7 当選人が、選挙管理委員会が定める期間内に役員候補者となることを承諾しなければ当選の効力を失う。
- 8 前項の就任の承諾者の総数が第2項、第3項および第4項に定められた数を下回る場合は、選挙管理委員会は、全国理事候補者、地域ブロック理事候補者、監事候補者の順に、繰り上げ当選の手続きを行わなければならない。繰り上げ当選は、それぞれの候補者の得票数に基づき、その次点者から行う。またその次点者が、すでに他の候補者となっている場合は、繰り上げ当選の効力を優先する。
- 9 選挙管理委員会は、すべての当選人が確定したらその結果をすみやかに公表しなければならない。

(規則の変更)

第9条 この規則を変更するときは、社員総会の議決を経なければならない。

附則

- 1 この規則は、2010年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、施行後3年を目途として、選挙の実施状況を勘案し、見直しを検討するものとする。
- 3 この規則は、2013年5月26日から施行する。